

報 告 第 1 0 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年5月16日提出

新居浜市長 石川 勝 行

平成25年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）

写

専決第10号

処 分 書

平成25年度 新居浜市一般会計補正予算(第2号)について

平成25年度新居浜市一般会計補正予算(第2号)を次のとおり定める。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成25年4月1日

新居浜市長 石川 勝 行

平成25年度 新居浜市一般会計補正予算(第2号)

平成25年度新居浜市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,725,145千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

款	項	補正前	補正額	補正後
1 歳入	1 市税	2,243,000	43,000	2,286,000
	2 市税	2,246,000	43,000	2,289,000
1 歳入	1 市税	5,302,885	73,000	5,375,885
	2 市税	5,302,885	73,000	5,375,885
1 歳入	5 国庫補助金	1,129,305	440,000	1,569,305
	6 国庫補助金	8,081,000	760,000	8,841,000

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		6,180,062	△40,000	6,140,062
	2. 国庫補助金	1,136,307	△40,000	1,096,307
18. 繰入金		2,305,887	△3,000	2,302,887
	1. 基金繰入金	2,305,887	△3,000	2,302,887
21. 市債		5,649,600	△57,000	5,592,600
	1. 市債	5,649,600	△57,000	5,592,600
歳入合計		46,825,145	△100,000	46,725,145

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総務費		7,576,647	△100,000	7,476,647
	1. 総務管理費	6,678,376	△100,000	6,578,376
歳 出 合 計		46,825,145	△100,000	46,725,145

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
旧 合 併 特 例 事 業	千円 1,988,900	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。	% 年 4.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 1,931,900	補正前に同じ	% 補正前に同じ	補正前に同じ
計	5,649,600	—	—	—	5,592,600	—	—	—